

鹿児島工業高等専門学校保安規則

第1章 総則

(目的)

第1条 鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）における電気工作物の工事、維持及び運用を確保するため、電気事業法（昭和39年法律第170号以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づき、この規則を定める。

(効力)

第2条 当高専管理責任者（以下「校長」という。）及び教職員は電気関係法令並びに別に定める準則のほかこの規則を遵守するものとする。

(細則等の制定)

第3条 この規則を実施するために必要と認められる場合には、別に細則を制定する。

(規則等の改正)

第4条 この規則の改正並びに前条に定める細則の制定又は改正にあつては、電気主任技術者（以下「主任技術者」という。）の参画のもとに立案し、これを決定するものとする。

第2章 保安業務の運営管理体制

(保安業務組織)

第5条 電気工作物の工事・維持又は運用に関する責任の所在を明確にし、並びに指揮命令系統及び連絡系統を明確にするため、電気工作物の工事・維持又は運用に関する保安業務を執行する組織編成は次に定めるところによる。

- (1) 校長は保安業務を総括管理する。
 - (2) 法令及びこの規則に基づく保安監督の職務を的確に遂行するため、主任技術者を配置又は委託する。
 - (3) 主任技術者を補佐するため、保安業務責任者を置き、施設係長をもって充てる。
 - (4) 保安業務の担任、関連する職位階層の職名及び担当業務の区分並びに保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統は別紙1のとおりとする。
- 2 主任技術者及び電気工作物に係る保安業務に従事する者は別紙1のとおりとする。

(設置者の業務)

第6条 電気工作物に係る保安上重要な事項を決定又は行おうとするときは主任技術者の意見を求めるものとする。

- 2 主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重するものとする。

- 3 法令に基づいて行う所轄官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に関係のある場合には主任技術者の参画のもとにこれを立案し、決定するものとする。
- 4 所轄官庁が法令に基づいて行う検査には主任技術者を立ち合わせるものとする。

(主任技術者の義務)

第7条 主任技術者は校長を補佐し、電気工作物の工事・維持又は運用に関する保安監督の業務を総括しなければならない。

- 2 主任技術者は法令及びこの規則を遵守し、電気工作物の工事・維持又は運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない

(従事者の義務)

第8条 電気工作物の工事・維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

第3章 保安教育

(保安教育)

第9条 主任技術者は、電気工作物の工事・維持又は運用に従事する者に対し、事業場の実体に則した必要な知識及び技能の教育を計画的に行わなければならない。

(保安に関する訓練)

第10条 電気工作物の工事・維持又は運用に従事する者に対し、自己その他非常災害が発生した時の措置について、必要に応じ実施指導訓練を行うものとする。

第4章 工事の計画及び実施

(工事計画)

第11条 電気工作物の建設工事計画を立案するにあたっては、主任技術者の意見を求めたところによるものとする。

- 2 主任技術者は電気工作物の安全な運用を確保するために電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事（以下「補修工事」という。）の年度計画を立案し、校長の承認を求めなければならない。
- 3 前項の計画は高専の各部門との連絡を緊密にし、その意見を聴して行わなければならない。

(工事の実施)

第12条 電気工作物の建設工事の実施にあたっては、高専の業務活動と調整を図り校長の承認を経てこれを実施するものとする。

- 2 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、作業責任者を選任し、主任技術者の監督のもとにこれを施工しなければならない。
- 3 高専の電気工作物に関する工事を他の者に請負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には必要に応じ主任技術者においてこれを検査し、保安上支障ないことを確認して引取るものとする。

第5章 保守

(巡視、点検、測定等)

第13条 電気工作物の保安のための点検及び測定は別紙2に定める基準により行わなければならない。

- 2 主任技術者は、別紙2に定める基準により電気工作物の保守業務の指導監督を行うにあたっては、高専の業務活動等と調整を図り年度実施計画を作成し、校長の承認を経てこれを実施しなければならない。
- 3 法令で使用前自主検査が定められている電気工作物については、使用前自主検査を的確に実施すること。

第14条 巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故の再発防止)

第15条 事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ臨時に精密検査を行いその原因を究明し、再発防止に努めるものとする。

第6章 運転又は操作

(運転又は操作等)

第16条 電気工作物の運転又は操作の基準は別紙3のとおりとし、次の各号について定め、電気室、事務室等見やすいところに掲示するものとする。

- (1) 平常時及び事故その他の異常時における電気工作物の運転又は操作を要する機器の操作順序及び運転方法並びに指令系統及び連絡系統
 - (2) 電気工作物の軽微な事故を修理し又は使用停止し、若しくは使用制限する等の応急措置並びに報告又は連絡事項
 - (3) 緊急時に連絡すべき事項連絡先及び連絡方法の掲示
- 2 受電用遮断機の操作にあたっては、必要に応じて関係電気事業者と連絡して行うものとする。

第7章 災害対策

(防火等の体制)

第17条 台風、洪水、地震、火災その他の非常事態に備えて電気工作物に関する保安を確保するために、防災思想に従業者に徹底し応急資材を備蓄するとともに、災害発生時の措置に関する高専内の体制をあらかじめ整備し、高専外の関係機関との協力体制及び連絡体制を整備しておくものとする。

(非常災害発生時の指揮監督)

第18条 主任技術者は非常災害発生時において、電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行う。

- 2 主任技術者は、災害等の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに当該範囲の受電及び送電を停止することができるものとする。
- 3 教職員は、非常災害発生時において迅速に主任技術者に連絡し、その助言を受けるものとする。

第8章 記録

(記録及び保存期間)

第19条 電気工作物の工事・維持及び運用に関する記録及び保存期間は次のとおりとする。

- (1) 補修工事記録（3年間保存）（別紙4）
 - (2) 巡視、点検、測定及び試験記録（3年間保存）
 - (3) 電気事故に関する記録（3年間保存）（別紙5）
 - (4) 設備台帳（使用を廃止するまで）（別紙6）
- 2 主要電気機器の補修記録は別紙6に定める設備台帳により記録し、必要な期間保存するものとする。

第9章 責任の限界

(責任の分界点)

第20条 関係電気事業者の設置する電気工作物と保安上及び財産上の責任分界点は、関係電気事業者との電気需給契約に基づく責任分界点である柱上気中開閉器の電源側端子とする。

(需要設備の構内)

第21条 需要設備の構内は別図1のとおりとする。

第10章 雑則

(危険の表示)

第 22 条 受電室その他高電圧電気工作物が設置されている場所であって、危険のおそれのあるところには、人の注意を喚起するよう表示を設けなければならない。

(測定器具類の整備)

第 23 条 電気工作物の保安上必要とする測定機具類は、常に整備し、これを適正に保管しなければならない。

(設計図書類の整備)

第 24 条 電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱い説明書等については、総務課においてその使用を廃止するまで整備保存しなければならない。

(手続書類等の整備)

第 25 条 関係官庁・電気事業者等に提出した書類及び図その他主要文書については、原本又はその写しを総務課において永久に保存しなければならない。

附 則

この規則は、昭和 40 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 60 年 3 月 1 日から施行し、昭和 59 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 18 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 6 月 18 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 8 年 5 月 26 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。